

☆ 情緒障がいのある子どもの理解のために

情緒障がいを理解するために、基本的な事項について、「障害のある子供の教育支援の手引」を参考にしてまとめました。



「情緒障がい」とは

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいう。

<情緒障がいの背景要因>

情緒障がいとして認められる感情・気分・行動の問題が教育で問題とされるのは、そのために適切な学習や集団行動・社会的行動が行えなくなるからです。そうした状況を生じる背景、つまりは、**情緒障がいの背景要因**としては、**対人関係のストレス状況、学業・部活動の負担、親子関係の問題、精神疾患**などが考えられます。

<対人関係のストレス状況>

対人関係のストレス状況としては、対等な友人関係の破綻が一番大きなもので、いじめが相当する。また、教師との信頼関係の破綻が背景となることもある。子どもに対する教師の指導姿勢が、一方的、威圧的なときに生じやすい。

<学業の負担>

学業の負担は、学業成績向上に対する教師・保護者からの過度な期待の他、子どもに能力面の困難さがあるのにそれに気づかれないまま経過し、周囲からの要求が子どもにとって過剰となっている場合もあるので留意する必要がある。

<部活動の負担>

運動部で本人の運動能力に見合わない部活内容や要求があり、かつ、子どもがそのことを第三者に相談できない状況があるときに生じやすい。その他、部活動内での先輩後輩関係など一方的・支配的な関係があることにより、ストレス状況が生じる。

<親子関係の問題>

親子関係の問題として、児童虐待が挙げられる。親と子の思いのズレによる関係性の問題などの状況が長期化すると、子どものところに影響を与えることがある。ただし、反抗期のような場合もあるので、**慎重な判断**が必要である。

<精神疾患>

気質と環境要因が複雑に絡み合って発症するものが多い。不安症（社交不安症・全般性不安症・パニック症・分離不安症・選択性かん黙など）、強迫性障がい、適応障がい、うつ病や摂食障がい、心的外傷後ストレス傷がい（PTSD）などがある。

また、自閉症や、注意欠陥多動性障がい、学習障がいなどが背景にある場合や身体的な疾患の場合にも、情緒の問題を呈することがある。

* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）P266～

<情緒障がいにより生じる状態>

○選択性かん黙 (場面かん黙)

心理的な要因等により、特定の社会的状況 (例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など) において、話すことが一貫してできない状態。ただし、適切な対応により症状が改善するものでもある。また、コミュニケーションの苦手さ、視線が合わない、新たに出会った人、場所、状況が苦手さ、集団の場の苦手さから、自閉症との判別が付けにくいことがある。

※「選択性」という言葉の意味は、「話さないことを自ら選んでいる」ではなく、一般的には、集団に入ると増強する、対人緊張・不安を軽減するための自己防衛行動が固定化して発症すると考えられていることから、「選択性」という言葉を使用。

○不登校

心理的な要因が大きく関与している場合、情緒障がいによる不登校状態となる。本人は登校する必要があることを意識しているにもかかわらず、登校できずに学校生活や社会生活に適應できなくなっているものである。その要因に心理的な要因が大きく関与している不登校の場合、自分でも何が原因か、何に自分がストレスを受けているのかに気付けないうまま、外出できない状態が長期化することがある。その間に、閉じこもる傾向がより強くなったり、適切な対人関係が形成できなかつたりすることがある。

○不登校の長期化により起こる状態

自分でも何が原因か、何にストレスを受けているのかに気付けないうまま、外出できない状態が長期化することがある。その間に、閉じこもる傾向がより強くなったり、適切な対人関係が形成できなかつたりすることがある。さらに、他人を攻撃したり、破壊的な行動や多動、常同行動、チックなどが現れたりする場合もある。

○その他 (偏食、夜尿、指しゃぶり、爪かみ)

多くの人々が示すことではあるが、そのことによって集団生活への適應が困難である場合、情緒障がいとしてとらえられることがある。

不登校については、生活リズムの安定や自我、自主性の発達を促しつつ、家族間の人間関係の調整を図るための指導や配慮などが必要です。登校することのみにこだわるのではなく、本人のペースで学校との関わりがもてるように学校側が柔軟な支援体制をとることが重要です。



情緒障がいのある子どもは、学校生活や社会生活に適應できなくなる状態により、他の子どもから離れてしまうと同時に、その**保護者も他の保護者から孤立してしまう傾向**が見られます。

保護者の悩みや抱えている課題などを十分に聞き取りながら、教育相談担当者をはじめとする関係者が、**保護者とともに**支援の方向性や具体的な支援の内容などを検討していくことが大切です。



その際には、スクールカウンセラーや特別支援コーディネーター、生徒指導担当教員、校長や教頭等との相談、個別の教育支援計画を活用した関係機関 (通園施設、保健所・保健センター、その他の専門機関) 等との連携を図りながら、支援の道筋を明確にできるようにして、保護者支援を行っていくことが必要です。